

障害のある人たちの地域生活をいっしょに支えてください

■ 賛助会員になってください

- 賛助個人会員 年会費 1口 1千円以上
- 賛助団体会員 年会費 1口 1万円以上

■ 寄付金をお願いいたします

- * 会費や寄付の振込には、同封の郵便振替用紙をお使いいただくと、手数料がかかりません。
- * 銀行の場合は、下記口座をお願いいたします。

三菱東京UFJ銀行 八王子中央支店
特定非営利活動法人CES
普通預金 2207170

法改正がありました！

認定NPO法人制度とは？

「一定の要件（年3千円以上の寄附者が年平均100人以上等）を満たしていると国税庁長官が認めた法人をいいます。認定NPO法人になると、さまざまな税制上の優遇措置を受けることができます。

税制上の優遇措置とは？

- ① 個人が認定NPO法人へ寄附した場合に寄附金控除が受けられる
- ② 法人が認定NPO法人へ寄附した場合に損金に算入する枠が広がる
- ③ 相続や遺贈により財産を取得した人が認定NPO法人へ寄附した場合に寄附をした財産が相続税の課税対象から外れる など



認定NPO法人になるため
できるだけ3千円以上の賛助会費及び寄付金をお願いいたします



NON-PROFIT ORGANIZATION
CES

特定非営利活動法人CES

tel&fax:042-624-8417

e-mail : info@npoces.net